平成２９年（フ）第２０７２号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地４　ＫＤマンション２―103号
債務者　柳　　恒彦
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８４号
札幌市西区発寒13条３丁目４番10―201号
債務者　冨塚　宏彦
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０５号
札幌市西区琴似４条３丁目３番27号　ゆたかハイツ１号
債務者　大山　美香（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８号
釧路市住之江町11番1602号　道営住宅
債務者　舟生　　出
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２１９号
釧路市住之江町11番1602号　道営住宅
債務者　舟生　幹子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２４１号
釧路市桜ケ岡５丁目４番３号
債務者　四ツ家　堅
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１１５４号
京都府宇治市小倉町堀池12番地の11
債務者　糸山　祐佳
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９７号
京都市伏見区羽束師菱川町197番地１　メゾンフレスコ401号室、前住所京都市伏見区羽束師古川町92番地12
債務者　木村　美深
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６５号
京都府城陽市富野西垣内１番地の３　ザ・メドーズ202号
債務者　田村　真弓
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２１号
堺市西区鳳西町１丁78番地４　202号
債務者　森　　新一
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５１号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目13番20―106号、前住所大阪府羽曳野市駒ヶ谷411番地の１
債務者　和口　良一
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
福岡県飯塚市下三緒35番地　市営山内住宅２棟８号
債務者　公文　正昭
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４６１号
熊本市中央区黒髪６丁目12番33号　モリハイツ308号、前住所熊本県菊池市泗水町吉富2258番地１　泗水コーポ　201号
債務者　古場　信行
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６８号
北海道岩見沢市かえで町４丁目５番３―201号　市営住宅３号棟201号室
債務者　福岡　直美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第３１１号
盛岡市三本柳１地割５番地２　アパートメンツ吉松Ｅ―１号、旧住所盛岡市津志田27地割35番地29
債務者　武田　晃子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４４号
盛岡市南仙北１丁目11番11号
債務者　広田美代子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部